

平成25年第2回(6月)

篠栗町議会定例会

6月14日(採決)

平成25年 第2回 定例会 会議録

日時 平成25年6月14日 午前10時

場所 篠栗町役場 議事堂

出席議員

1番	村瀬 敬太郎	2番	飯田 浩二	3番	今長谷 武和
4番	横山 久義	5番	大楠 英志	6番	草場 謙次
7番	阿部 寛治	8番	松田 國守	9番	今泉 正敏
10番	阿高 紀幸	11番	後藤 百合子	12番	荒牧 泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦 正	副町長	城戸 清壽
教育長	郡嶋 正弘	総務課長	大塚 哲雄
財政課長	村嶋 茂則	会計課長	藤 佳光
まちづくり課長	松田 秀幹	税務課長	吉村 英治
住民課長	城戸 安行	健康課長	黒瀬 英三
福祉環境課長	安河内 正邦	こども育成課長	松尾 耕志
栗の子保育園長	宮石 満	産業観光課長	三明 祐治
都市整備課長	藤 博文	上下水道課長	石内 清之
学校教育課長	佐伯 和久	社会教育課長	阿部 正博

出席した議会事務局職員

局長 清原 眞也 主事 高濱 守央

開会 午前10時00分

○議長（今泉正敏君） おはようございます。

本日は全員出席で、開議は成立いたします。

本日の日程に入ります前に、6月10日に行いました一般質問において、質問内容を精査するため、最終日まで時間をいただいておりますので、その報告をさせていただきます。

発言内容を慎重に検討し、字句等の訂正を行っております。

御協力ありがとうございました。

以上、一般質問の内容についての報告といたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりでございます。

日程に従い、議事を進めます。

日程第1、議案第24号、専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）「平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第24号

専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）について〕

本議案は、津波黒地区水路改修事業及び福岡地区水道事業団に対する出資事業が、年度内に完了することが困難となったことに伴い、翌年度に繰り越す必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度篠栗町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正の内容は、繰越明許費補正につきまして、津波黒地区水路改修事業1,940万円を追加し、福岡地区水道企業団出資事業6万7,000円を増額し、472万9,000円に変更したものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。  
終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第24号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第25号、専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）  
〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第25号

専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔篠栗町税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主なものとして、一つ目は、個人住民税における住宅ローン控除の拡充・延長が行われました。

消費税率引き上げに伴う影響を平準化し、緩和する観点から、特例的な措置として、個人住民税における住宅ローン控除を平成26年から平成29年末まで4年間延長するとともに、所得税の住宅ローン控除の適用者で平成26年から平成29年までの入居者について、所得税から控除し切れなかった額を所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円の控除限度額の範囲内で個人住民税から控除できるものであり、平成27年1月1日から施行するものであります。

二つ目は、延滞金等の利率の見直しであります。

国税の見直し及び現在の低金利の状況に合わせ、地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を14.6%を9.3%に、4.3%を3.0%に、還付加算金4.3%を2.0%に、平成26年1月1日から引き下げるものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第25号は、委員長の報告のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第26号、専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第26号

専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）〔篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の概要としては、国民健康保険から後期高齢者医療への移行で、単身世帯と

なる世帯について、5年間の世帯平等割が2分の1軽減されている措置について軽減割合を4分の1とし、さらに3年間延長するものです。

なお、本条例は、平成25年4月1日から施行され、改正後の篠栗町国民健康保険条例の規定は、平成25年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。ただし、附則第16項の改正規定は平成26年1月1日から施行され、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

終わります。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第26号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第4、議案第27号、専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕を議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第27号

専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）〔篠栗町消防団条例の一部を改正する条例の制定について〕

本議案は、緊急の事態が生じた際の柔軟な消防団組織運営を可能にするため、当該条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、篠栗町消防団条例の一部を改正する条例について、平成25年4月1日に専決処分

をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

改正の主な内容は、消防団員の定員総数260人の範囲内で、副団長、分団長、班長及び団員の定員数を変更できるようにしたものです。

審査の中で、副団長の定員数の変更は理解できるが、分団長・班長・団員の定員数まで変更する必要があるのかという質疑に対し、執行部からは、大変まれなケースではあるが、震災などの非常時に団員の一部が行方不明になって生存確認できない状況の中で、代行という形で発令するよりも、条例にのっとった運用を行いたいという思いからの条例改正であるとの回答がなされました。

また、歳出予算の変更を伴う条例制定に問題はないのかという質疑に対しては、既定の予算額から支出するので、不足分については改めて補正予算を組むという回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第27号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第5、議案第28号、専決処分の承認を求めることについて（専決第7号）〔平成25年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について〕を議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 7 号）〔平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について〕

本議案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求められたものであります。

補正予算の内容は、国民健康保険税の収入不足等により、平成 24 年度の国民健康保険特別会計予算に歳入不足が生じたことに伴い、平成 25 年度の歳入を繰り上げて措置するため前年度繰上充用金 8,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 9,539 万 1,000 円とするものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり承認いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案を委員長報告のとおり承認することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 28 号は、委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第 6、議案第 29 号、篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案は、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。



## 議案第 29 号

### 篠栗町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）が平成 24 年 5 月 11 日に公布され、平成 25 年 4 月 13 日から施行されたことに伴い、篠栗町新型インフルエンザ等対策本部の設置に関し、必要な事項を定める条例の制定について議会の議決を求められたものであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延し、かつこれにかかった場合の症状の程度が重篤となるおそれがあり、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、発生時における緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について定められています。市町村は、同法第 37 条（準用）において準用する法第 26 条（条例への委任）及び法第 34 条（市町村対策本部の設置及び所掌事務）により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村行動計画で定めるところにより、市町村対策本部を設置しなければならないとされています。

条例案では、同法に基づき篠栗町新型インフルエンザ等対策本部設置に関する趣旨、組織体制、会議、部、委任等について定めることとされています。

なお、この条例は、公布の日から施行するものです。

委員会審議では、新型の判断はどこまでを想定されているのか、学級閉鎖は、24 年度はどのくらいあったか、何回あったかとの質疑がありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

12 番、荒牧泰範議員。

○12 番（荒牧泰範君） 今、委員長からする趣旨から委任までの、その権限というのはどのあたりまでなのか教えてもらえますかね。

○議長（今泉正敏君） 後藤委員長。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 権限って何ですかね、範囲のことですか。権限って、もうちょっと具体的に言ってもらえませんか。

○議長（今泉正敏君） 12番、荒牧泰範議員。

○12番（荒牧泰範君） 例えば、今、おっしゃった学級閉鎖にしる、どのあたりの拘束力を持てるだけの権限を持っているのかということをお尋ねしたいんですが。

○議長（今泉正敏君） この対策本部の権限ということですか。

委員長、どうぞ。

○文教厚生委員長（後藤百合子君） 審査のときにはそういう質疑はありませんでした。

○議長（今泉正敏君） せっかくですので、今、担当課長、わかりますか。対策本部にどの程度までの権限がある、その権限の範囲。

健康課長、どうぞ。

○健康課長（黒瀬英三君） 健康課長です。

権限と範囲という分につきましては、まずその前のこととなりますけれども、設置をする場合においては、糟屋管内保健所のほうで、まず新型インフルエンザ対策等連絡協議会及び危機管理の協議会がございます。郡内発生は広域的に発生するものとなっておりますので、そのあたり、協議会そのものを受けて町は設置するというような形の運びになろうかと思っております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ということは、対策本部には何ら余り権限はないということですか。いわゆる上部が町に対して本部をつくりなさいというふうになるんですかね、流れとは。

○健康課長（黒瀬英三君） 本部設置につきましては、町の判断になろうかと思えますけれども、判断の基準とするのは、県内の状況並びに糟屋保健所等の会議等の状況に応じ、町が判断し、設置本部をつくるというような形になろうかと思えます。

○議長（今泉正敏君） 質問の意図にそぐいますかね。

町長、どうぞ。

○町長（三浦 正君） 設置することについては、今、担当課長が申しあげましたように、私が本部長になろうかと思えますけれども、そのときは判断でするわけですが、細かい指示につきましては、保健所の指導に基づいてやっていくわけで、例えば、私がいろんな対応をするための権限をみずから有しているという認識はありません。細かいところは保健所と協議しながらという形になって、それに基づいた指示をしていくことになろうかと思えます。具体的なところは、もう少し詳しく保健所から聞いて、また御報告したいと思えます。

○議長（今泉正敏君） ほかに質疑ございますか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7、議案第30号、篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案も、文教厚生委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

後藤委員長。

○文教厚生委員会委員長（後藤百合子君） 御報告いたします。

議案第30号

篠栗町葬祭場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

本議案は、篠栗町葬祭場4階展望場を安置室として使用するための利用料金を定めるため、この条例を制定するものであります。

条例の内容としましては、部屋区別に利用料を定めている別表に4階展望場を安置室として利用する項目を加え、その利用料を2万円と定めたものです。

これは、篠栗町葬祭場の指定管理者である篠栗町社会福祉協議会より、近年、葬儀を行わず、1日、御遺体を安置して、火葬のみを行う町民の方が多くなってきているが、篠栗町葬祭場には、御遺体を一時お預かりする部屋が設定されておらず、御要望に対応できない状況であるとの相談があったことから、この要望に応えるために、4階展望場を安置室として利用できるようにするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

審査の中で、直葬は民間では幾らぐらいか、昨年度の各葬儀室の利用状況などの質疑が出ております。ほかには、民間のような経営感覚を持って、PRもしっかりやって事業を行っていただきたいとの要望が出ております。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決い

たしております。

以上でございます。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第31号、糟屋郡篠栗町外一市5町財産組合同規約の変更についてを議題といたします。

本案は、総務建設委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○総務建設委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第31号

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合同規約の変更について

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合の議会の議員の定数及び経費の負担割合を変更することに伴い、当該組合の規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和20年法律第67号）286条第1項並びに290条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

規約案では、組合の議会の議員の定数は7人とし、関係市町からそれぞれ1人を選出すること、また組合の経費は、組合の財産から生じる収入その他の組合の収入をもって充て、不足することきは関係市町が均等に負担するとされています。現行の組合の議会の議員の定数は11人で、その内訳は、構成市町のうち篠栗町、福岡市、久山町、粕屋町は各2人、宇美町、志免町、須恵町は各1人となっており、また組合の経費の負担割合は、その議員の定数に呼応するものであります。よって、当該組合の運営において、構成市町の公平性を期すことを予定しています。

また、当該規約の改正においては、地方自治法（昭和20年法律第67号）28

6条第1項の規定により、県知事の許可を受けなければならないことから、福岡県知事の許可のあった日から施行するものであります。

審査の中で、財産組合が解散したときの財産の権利はどうかという質疑が出され、執行部からは、これまでの慣例でいうと、財産に対する権利は、新しく組織する自治体の数に均等に対応される見込みであるとの回答がなされました。

また、財産組合全体の面積、そのうち本町の面積がどれくらいか、財産組合の財産目録の閲覧が可能かという質疑に対し、財産組合全体の面積は約450ヘクタール、うち本町の面積が約200ヘクタール、財産目録の閲覧は可能であるとの回答がなされました。

また、今回の負担割合の変更により、毎年の負担金が軽減する他市町の考えはどうかという質疑に対し、財産組合の議会や運営協議会の中では、表立っては出てきておりません。また、負担金が増額する町においては、環境を大事にするということで、負担増についての受け入れに理解を示しているとの回答がなされました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論がございますので、まず反対討論の方から参ります。

反対討論のある方。

4番、横山久義議員。

○4番（横山久義君） 議席番号4番の横山でございます。

私は、本議案に反対の立場で意見を申し上げます。

本議案は、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の定数及び経費の負担割合を変更するに伴い、同組合規約を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求められたものであります。

現在までの同財産組合の議員定数は11名で、篠栗町、久山町、粕屋町及び福岡市が各2名、志免町、宇美町及び須恵町が各1名で、議員数の比率で負担金及び同組合が有する450ヘクタールの財産配分が決定されております。つまり篠栗町は、

11分の2の負担と同時に、同じ率の財産権を所有していることになりませんが、今回の規約改正で、経費の負担が11分の2から7分の1と軽減される反面、財産権も同じ割合に削減されるであろうとのことであります。

総じて説明いたしますと、現在、我が町の負担金は年340万円ですが、これが改正後267万1,000円強になり、72万9,000円削減されることになりませんが、同時に、組合が保有する450ヘクタールの山林の価値が同じであると仮定した場合、今までの我が町の配分面積が81.8ヘクタールであったものが、規約改正で450ヘクタールの7分の1の64.3ヘクタールになり、17.5ヘクタール、町の財産が失われることになり、町の財産が失われるのを議会人として容認することは到底できません。したがって、本議案に反対をいたします。

また、財産権をどのようにするかを議論することなく、同組合は規約改正を行おうとしているようでございます。財産権を明確にしないまま規約を改正すれば、将来に禍根を残すことは明白であります。このことも反対の理由であります。財産組合議会での議論が不十分であったことは否めません。したがって、同組合で再度、徹底した議論をされることを強く要望し、反対討論を終わります。

○議長（今泉正敏君） 次に、賛成討論のある方。

次に、反対討論のある方。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 賛成多数と認めます。

よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第32号、平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案は、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第32号

平成25年度篠栗町一般会計補正予算（第1号）について

本議案は、既定の額に歳入歳出それぞれ5,514万6,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 89 億 3,331 万 2,000 円とするものであります。

歳入につきましては、地方交付税のうち普通交付税 750 万 8,000 円を、県支出金のうち介護基盤緊急整備補助金 163 万 8,000 円を、繰入金のうち公共施設等整備基金繰入金 4,600 万円をそれぞれ増額補正するものであります。

歳出につきましては、民生費において、介護基盤緊急整備補助金 163 万 8,000 円の増額、土木費において、中町津波黒線工事費及び移転補償費 5,370 万円の増額、教育費において、保健体育総務費臨時賃金 46 万 2,000 円の増額、人事異動等による人件費 1,133 万 3,000 円の増額、繰出金のうち国民健康保険特別会計繰出金 665 万 9,000 円の減額、後期高齢者医療特別会計繰出金 532 万 8,000 円の減額です。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査が行われておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） それでは、ただいまの委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 33 号、平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 33 号

平成 25 年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 665 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 8,873 万 2,000 円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされておりますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 34 号、平成 25 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第 34 号

平成 25 年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 532 万 8,000



円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,879万2,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第35号、平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第35号

平成25年度篠栗町流域関連公共下水道事業特別会計補正  
予算（第1号）について

本議案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ31万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,810万1,000円とするものであります。

補正予算の内容は、人事異動に伴う人件費の補正であります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされています

ので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。  
以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（今泉正敏君） 全員賛成と認めます。

よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第36号、平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案も、予算審査特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

松田委員長。

○予算審査特別委員会委員長（松田國守君） 報告いたします。

議案第36号

平成25年度篠栗町水道事業会計補正予算（第1号）について

本議案は、人事異動に伴い、既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から人件費658万1,000円を減額し、収益的収入及び支出の予定額の支出において5億548万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、予算審査特別委員会において慎重な審査がなされていますので、省略いたします。

当委員会において採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決しております。

以上です。

○議長（今泉正敏君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(今泉正敏君) 全員賛成と認めます。

よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務建設・文教厚生両委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、総務建設・文教厚生両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、招集日に配付しておりました常任委員会の閉会中の調査結果について、質疑等があればお受けいたします。

質疑はありませんか。

ないようですので、常任委員会の閉会中の調査結果についての質疑を終わります。

次に、お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(今泉正敏君) 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。

ここで町長、何か発言することがありましたら、許可いたします。

三浦町長。

○町長（三浦 正君） 平成25年第2回定例会の閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

長期間にわたる討議、まことにありがとうございました。専決処分の承認5件、条例の制定2件、規約の変更1件、補正予算5件の、上程いたしました13議案全てにつきまして可決いただきましたことに感謝申し上げます。

いよいよ第5次篠栗町総合計画「ささぐりみんなの道標」を5年計画でスタートいたしました。私は、総合計画はその実行の過程こそ大変重要であり、当然、毎年その進捗状況をチェックしながら計画を実行していくべきものと考えております。

第5次総合計画は七つの基本目標を掲げ、その中で22の重点施策を実施することとしておりますが、わずか5年という期間の中での計画でございます。それぞれの目標に向かって毎日を無駄にしないように取り組んでいかなければ、全体目標の達成はおぼつきません。行政みずからが進捗状況をチェックするにとどまらず、議会に対しましても、毎年度の中間と終わりには進捗状況を報告するとともに、住民の皆様にも、「広報ささぐり」やホームページ上でお知らせしたいと思っております。そうした中で、議員の皆様からも、各項目の実行に当たっての建設的な御意見をお聞きすることができればありがたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

さて、昨日、精神科医で、テレビやラジオで「心の持ち方」などについて、優しい語り口で人気のある名越康文先生とゆっくりお話をする機会を得ました。先生には、ことしの9月28日に予定しております森林セラピー基地オープン3周年記念イベントで御講演をいただく予定にしており、その打ち合わせでございました。

先生は、弘法大師空海に大変造詣が深く、空海ゆかりの篠栗の地を大変気に入っていただいております。先生御自身の勉強会を篠栗で行われたり、各地の講演の際にも篠栗のことを話していただいております。

先生がおっしゃるには、「弘法大師が確立した日本密教の世界観というのは、単に宗教の枠を超えて、日本の山々と森が持つ大自然、日本人の知性、科学技術、経済活動、その全体を融合する精神的世界観である。そのスピリチュアルスポットとしての篠栗の存在感は、あなた方が想像している以上に大きなものにとらえている。21世紀の混迷の時代、人々が心を削りながら生きている現代社会において、この篠栗のような地でしばしの時間を過ごし、心静かに自分を見詰めて瞑想にふける。

そして、リフレッシュした気持ちで新たな毎日に向かう、こうした生き方こそがこれからの社会の中で求められているのではないか」とのお話でございました。

霊峰若杉山やお遍路を初め、町の三方を取り囲む山々や田畑とともに営まれてきた長年にわたる篠栗の文化こそ、これから篠栗町がその個性を発揮する原点であり、これから先も大切に育んでいかなければならない財産であることを改めて認識した次第であります。これからも先生との交流を通じて、さらに篠栗らしさを学び、広げていきたいと考えております。

たびたび申し上げますが、今は時代の転換点であります。文明の転換点とも言われております。こうした足場のしっかりとしない不安定な時代だからこそ、私は、落ちついて舵を切りながら、皆様とともに、この21世紀前半を乗り越えていかなければならないと考えております。

自治の本質であります「自分たちのまちのまちづくりは自分たちの手で」の気持ちを片時も忘れることなく、繰り返し説いていきながら、住民の皆さんが主体性を持って汗をかき、その行動と結果にみずから喜びを感じるようなまちづくりの実現に向けて努力してまいりたいと考えております。今後とも何とぞよろしくお願いいたします。

以上で、平成25年第2回定例会の閉会の挨拶といたします。

長期間、まことにありがとうございました。

○議長（今泉正敏君） それでは、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第2回篠栗町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時44分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法  
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

今泉 正敏

---

篠栗町議会議員

荒牧 泰範

---

篠栗町議会議員

村瀬 敬太郎

---